

# 「日本紀」という名称とその意味

——平安時代を中心として——

梅 村 玲 美

## はじめに

「日本紀」という名称は、最も早い例が、奈良時代の『万葉集』左注に現われ、以来、ある時期までは『日本書紀』そのものを示す固有名詞としてのみ用いられており、「日本紀」として引用、あるいは要約される内容が、『日本書紀』から逸脱することはない。その一方中世においては、『日本書紀』の注釈活動と関わって、『日本書紀』<sup>1</sup>だけでなく、周辺の言説をも広くさしたことが、伊藤正義氏をはじめ、阿部泰郎氏<sup>2</sup>や桜井好朗氏<sup>3</sup>等によって明らかにされている。近年、これを平安時代に遡らせて考える動きが出ている。平安時代の『日本書紀』の講書を起点に、『日本紀私記』や『日本紀寛宴和歌』等、再解釈されたテキストの広がりが生み出されていたという。そうした平安時代の

〈日本紀言説〉<sup>4</sup>を考える研究が、神野志隆<sup>4</sup>氏や、斎藤英喜氏<sup>5</sup>、津田博幸氏<sup>6</sup>等によって提示されている。

ところが〈中世日本紀〉とは、「日本紀云」「日本紀に見えたり」等として引かれた記事が、『日本書紀』を逸脱する内容を持つという、多くの実例に基づいた用語である。これに対し、平安時代に「日本紀」と呼ばれたのは、ある時期までは、『日本書紀』そのものだったと思われる。実用例の「日本紀」と、研究上の概念としての〈日本紀言説〉との区別が、現在はつきりしていない状況である。あたかも、「日本紀」という名称が、早い時期から、広い意味を含んだ名称であったかのような、誤解を招く可能性も危惧される。

『日本書紀』ではないものを「日本紀」と呼ぶ、ということが一般化するのはいつからなのか。本稿は、八世紀か

ら十二世紀までの「日本紀」が現われる文献（文学作品・史書・日記・有職故実書・歌学書等）を成立年代順に検討し、これらについての従来の理解を見直そうとするものである。

まず、〈中世日本紀〉を視野に入れる前に問題となるのは、『日本国語大辞典』（第一・二版、小学館）のように、「日本紀」が『日本書紀』の異称」と同時に「日本歴史。特に、『日本書紀』以下の六国史の総称」を意味する、と従来一般にいわれてきた点である。『角川古語大辞典』の「日本紀」の項目においても、

『日本書紀』をはじめとする六国史の正史。この歴史の編纂所は『前田本西宮記・六・裏書』に、「九記云、天慶三年十一月十八日：宜陽殿東廂（日本記（二記）所）」と見える。

とあるが、工藤重矩（七）氏が指摘するように、この用例は、『日本書紀』の講書を行った場所について「日本記所」とするもので、辞書が用例の解釈を誤っている。従来の「六国史の総称」という解釈はそもそも妥当であったのか。すでに中村啓信氏が、

『続日本紀』以降の五国史等を「日本紀」と確実に呼称する例は知らない。（中村啓信『日本書紀』から「日本紀」へ）神野志隆光編『古事記の現在』笠間書

院、一九九九年、二〇六ページ）

と疑問を呈しているが、改めて具体的に年代を追って用例を見て、その上で、意味がいつから変化したのかを吟味する必要がある。

### 一 八〜十世紀の「日本紀」

最も早い「日本紀」の用例は、『万葉集』の左注に現われる九例（二四・三四・三九・四四・五〇・九〇・一九三・一九五・二〇二番）であるが、たとえば、

日本紀曰、朱鳥四年庚寅秋九月、天皇幸紀伊国也。

（卷一・三四）

のように、全て『日本書紀』を指している。

また、『続日本紀』（七九七年成立）中の『日本書紀』の完成についての記事には、次のように「日本紀」とある。

一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀卅卷系図二卷。（『続日本紀』養老四年（七二〇）五月癸酉条）

弘仁六年（八一五）に完成した、氏族の系譜を分類する『新撰姓氏録』には、八十三例の「日本紀」があり、たとえば左のように「日本紀」と『続日本紀』とが区別されている。

葛城朝臣、葛城襲津彦命之後也。日本紀、続日本紀、

官符改<sub>レ</sub>姓、並合。

『統日本紀』の次に編纂された正史である『日本後紀』（八四〇年）には、二例の「日本紀」がある。一つは弘仁年度の「日本書紀」の講書についての、次の記事である。

是日。始令<sub>ニ</sub>参議從四位下紀朝臣廣浜、陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十余人、讀<sub>ニ</sub>日本紀<sub>一</sub>。散位從五位下多朝臣人長執講。〔『日本後紀』弘仁三年へ八一二〕六月戊子条

一般に、漢籍の講書についての記録は、「読……」「講……」と表記され、「……」部分には必ず特定の書名が入る。たとえば、以下のような例がある。

壬子。天皇御<sub>ニ</sub>清涼殿<sub>一</sub>。令<sub>ニ</sub>助教正六位上直道宿禰廣公、讀<sub>ニ</sub>群書治要第一卷<sub>一</sub>。〔『統日本後紀』承和五年へ八三八〕六月壬子条

丁卯。帝喚<sub>ニ</sub>散位從四位下春澄宿禰善繩<sub>一</sub>。於<sub>ニ</sub>北殿<sub>一</sub>講<sub>ニ</sub>文選<sub>一</sub>。丹後權守從五位上豊階公安人為<sub>ニ</sub>都講<sub>一</sub>。〔『文德実録』仁寿元年へ八五一〕四月丁卯条

十年遷<sub>ニ</sub>文章博士<sub>一</sub>。於<sub>ニ</sub>大学<sub>一</sub>講<sub>ニ</sub>范曄後漢書<sub>一</sub>。〔『日本三代実録』貞観十二年へ八七〇〕二月十九日辛丑条・春澄善繩薨伝

同様に考えると、「読<sub>ニ</sub>日本紀<sub>一</sub>」や「講<sub>ニ</sub>日本紀<sub>一</sub>」の「日本紀」も「日本書紀」を指していたのであろう。

もう一つは次の例である。

癸酉。太政官史生從七位下安都宿禰笠主。式部史生賀茂県主立長叙位二階。中務史生大初位下勝継成。民部史生大初位下別公清成。式部書生無位雀部豊公二階。以<sub>ニ</sub>供奉撰日本紀所<sub>一</sub>也。〔『日本後紀』延暦十六年へ七九七〕二月癸酉条

これは、『統日本紀』の編纂に携わった史生や書生達が、その功績によって叙階された、という記事である。伴信友はこの例をあげて、

古書どもに統日本紀より以下の国史どもを、すべて日本紀と云ること例あり。（伴信友「比古婆衣一の巻日本書紀考」『伴信友全集』第四卷、国書刊行会、一九〇七年、五ページ）

とする。『統日本紀』を編纂完了した直後の記事であるため、こういたのであろう。しかし、史書を編纂する役所の名称は、「修国史局」（『日本三代実録』天安二年へ八五八）八月廿九日丁巳条、「撰国史所」（『類聚符宣抄』卷十）等の名がある一方で、「撰日本紀所」はこの一例しか存在しないため、判断材料が他にない。「撰日本紀所」という場所の名であることを考慮すると、『日本書紀』完成後も、同じ名を引き継いで、ここでの「日本紀」は『日本書紀』であった可能性も考えられるのではないか。

『続日本後紀』（八六九年）の二例は、承和年度の『日本書紀』の講書についての記事である。

六月戊午朔。令<sub>下</sub>知<sub>古事</sub>者散位正六位上菅野朝臣高年、於<sub>内史局</sub>始<sub>讀</sub>『日本紀』上。〔『続日本後紀』承和十年（八四五）六月戊午朔条〕

丁卯。日本紀読畢。〔『続日本後紀』承和十一年（八四四）六月丁卯条〕

また、延喜元年（九〇一）に上奏された三善清行の『革命勘文』にある四例は神武・孝昭・孝安・孝元天皇の辛酉の年のことを述べている。

謹案『日本紀』、神武天皇此本朝人皇首也。

孝昭天皇五十六年辛酉、日本紀闕。

孝安天皇卅三年辛酉、日本紀闕。

孝元天皇卅五年辛酉、日本紀闕。

これらに対し、称徳天皇の時のことをいう場合には、「国史」として、両者は明確に区別されているのである。

そして『日本三代実録』（九〇一年）の五例も左にあげるように全て『日本書紀』の講書と竟宴についての記述であり、「日本紀」は『日本書紀』を指していると思われる。

廿五日辛卯。於<sub>宜陽殿東廂</sub>、令<sub>從五位下行</sub>助教善淵朝臣愛成、始<sub>讀</sub>『日本紀』。從五位下行大外記嶋田朝臣良臣為<sub>都講</sub>。右大臣已下參議已上、聽<sub>受其說</sub>。

〔『日本三代実録』元慶二年（八七八）二月廿五日辛卯条〕

七日丙申。令<sub>從五位下</sub>守<sub>圖書頭</sub>善淵朝臣愛成、於<sub>宜陽殿東廂</sub>、讀<sub>日本紀</sub>上。喚<sub>明経紀</sub>伝生三四人為<sub>都講</sub>。大臣已下毎日闕<sub>讀</sub>。前年始<sub>讀</sub>、中間停廢、故更讀焉。〔『日本三代実録』元慶三年（八七九）五月七日丙申条〕

廿九日戊辰。於<sub>待從局</sub>南右大臣曹司、設<sub>日本紀</sub>竟宴。先是、元慶二年二月廿五日、於<sub>宜陽殿東廂</sub>、令<sub>從五位下</sub>助教善淵朝臣愛成、讀<sub>日本紀</sub>。〔中略〕五年六月廿九日講竟。至<sub>是</sub>、申<sub>旒章之宴</sub>、親王以下五位以上畢至。抄<sub>出</sub>日本紀中聖德帝王、有<sub>名</sub>諸臣、分<sub>充</sub>太政大臣以下、預<sub>講席</sub>六位以上、各作<sub>倭歌</sub>。〔『日本三代実録』元慶六年（八八二）八月廿九日戊辰条〕

『古今和歌集』（九〇五年）巻第二十・一〇六九番歌・大歌所御歌の左注では、

新しき年の始めに　かくしこそ　千年をかねて　たのしきを積み

日本紀には、「つかへまつらめ万代までに」と、『続日本紀』聖武天皇天平十四年正月十六日条の歌を引いて「日本紀」とする。しかし、『古今和歌集』の最古

の写本である高野切や、雅俗山莊本・寂惠本・建久本等では、この部分は「続日本紀」となっている一方、元永本にはこの左注がなく、また前田本・天理本・雅経本・伏見宮本には「日本」とのみあり、定家本系統では「日本紀」とある。伝写の過程で混乱があるようだが、本来「続日本紀」と書かれていたものが、「日本紀」となったものではないだろうか。

源順による『倭名類聚抄』（承平年間へ九三二〜九三八）成立は、狩谷掖斎箋注本に代表される十巻本と、道円古活字本に代表される廿巻本とがあるが、この両系統の間には引用書名の異同が著しい。たとえば、箋注本ではほとんどを「日本紀私記」としているのに対して、道円本では「日本紀」とある。箋注本には「日本紀」が五例、「日本紀私記」が一一一例。道円本では「日本紀」が三十五例、「日本紀私記」が五十九例存在する。このことについては、『倭名類聚抄』の十巻本・廿巻本どちらが原撰か、という問題と関わって、西宮一民氏、蔵中しのぶ氏によってすでに論考がある。最近では宮澤俊雅氏が、箋注本・道円本だけでなく諸本の系統を分析・整理した結果、「日本紀云」という引用形態は、廿巻本のうち伊勢広本の巻一・二・九・十、大東急本の巻一〜十のみに見られ、系統の異なる、伊勢広本の巻十一〜二十、大東急本の巻十一〜二十に

は見られない。特に巻十の伊勢広本・大東急本の「日本紀」は、高山寺本では全て「日本紀私記云」とあることを述べている。本来、十巻本・廿巻本の原初形態では、『日本書紀』関係の引用は全て「日本紀私記」であり、後に改変が行われたのではないかと論じており、従うべきであろう。

公家の日記中の用例を見てゆくと、左のように全て講書に関わる記事である。

講「日本紀」事、雖「公卿不參、令「仰」可「説」事」。藤原忠平『貞信公記』天慶二年へ九三九）三月二十九日（藤原忠平）

十八日（中略）參内、於「宜陽殿東廂」日本紀所着「青摺并弓箭等」、戌一点云々。（藤原師輔『九曆』天慶三年）

へ九四〇）十一月十八日条）

源高明による有職故実書『西宮記』も「講「日本紀」博士等例」「始「講「日本紀」事」等のように、四例全て講書関係の記事で、また、公式の宣旨や文書を収録した『類聚符宣抄』でも、「日本紀」が六例存在するが、たとえば、

右、左大臣宣。今月十三日辰二剋、可「始」講「日本紀」。

（康保二年へ九六五）八月五日）

のように、いずれも講書に関する記事である。惟宗公方による年中行事書『本朝月令』では、九例存在

し、例えば、

『日本紀』云、推古天皇十四年四月、銅繡丈六仏像坐於元興寺金堂。

のように、全て『日本書紀』を「日本紀」として記し、『統日本紀』以下の国史を引用する際には「国史云」として区別されている。

源為憲が、藤原為光の長子誠信のために記した『口遊』（九七〇年頃成立）には、

日本記卅卷、続日本記卅卷、日本後記卅卷、続日本後

記廿卷、文徳実録十卷、日本三代実録五十卷、律十卷、

令十卷。養老二年、左大臣藤原朝臣奉勅作所奏也。弘仁格十卷。上起大正元年、

式册卷。弘仁十年、四月廿六日奏。下迄弘仁十年、式五

十卷。延長五年十二月、朝書。謂之本

とあり、「日本記卅卷」が『日本書紀』三十巻のことであることは明らかである。また、永観二年（九八四）に彼が尊子内親王に献じた『三宝絵』では、聖徳太子の事跡を述べた後、その出典として、

日本記、平氏撰聖徳太子上宮記、諾楽古京薬師寺沙門景戒撰日本国現報善悪霊異記等二見タリ。

と記す。これも『日本書紀』を「日本記」といい、次の「平氏撰聖徳太子」つまり『聖徳太子伝暦』や、今は逸文である『上宮記』とは区別したものであろう。

そのほか、天元四年（九八一）書写の奥書を持つ『琴歌譜』の左注には二例（酒坐歌二縁記・茲良宜歌縁）あり、

酒坐歌二縁記

日本記云、磐余稚桜宮御宇息足日咩天皇之世、命武

内宿禰、從品隋皇子、令拜角鹿笥飯大神、至

自角鹿、足日皇太后宴太子於大殿、皇太后拏麴、

以寿于太子、因以歌之。

のように、『日本書紀』の内容を要約して「日本記」としている。

『新訂増補国史大系』には、甲乙丙丁四種の『日本書紀私記』が収録されている。そのうち甲本は『弘仁私記』、

丁本は『承平私記』と想定されているが、その中の例も、左のように、講書に関わる記事である。

刑部少輔從五位下多朝臣人長使講日本紀。〔弘仁私記〕序

養老四年、令安麿等撰録日本紀之時、（後略）〔承平私記〕

以上が十世紀までの例である。「日本紀」はおおよそ『日本書紀』を指していたと考えてよいのではないか。

## 二 十一世紀の「日本紀」

次に、十一世紀について見ていきたい。

明法学者惟宗允亮による『政事要略』（一〇〇二年頃成立）は、政務や制度について、典籍を引用して解説した書物であるが、この中には「日本紀」が二十四例存在する。

日本紀云、天武天皇十一年四月、詔曰、自今以後、男女悉結髮。

右のように全て『日本書紀』を指す。すでに清水潔氏が論じるように、『続日本紀』以下の国史は「国史云」として引用しており、ここでも両者は明確に区別されている。

『世俗諺文』（一〇〇七年）は、源為憲が藤原頼通のために書いた、当時の諺を説明した教科書であるが、「日本紀（記）」が三例存在する。

王事靡監 毛詩云、王事靡監、憂我父母。（中略）

今案、上宮太子始上憲章十七条於朝家、王事靡監。在其条内、即、皆戴日本記。師説、王事靡監。

大豆進

（中略）日本紀云、伊奘諾尊・伊奘冉尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟。（中略）是行也、陽神先唱曰、意哉、遇可美少女焉。

虎着翼

日本紀云、天武天皇諱天淳中原瀛真人、生而有岐嶷之姿、及壯雄拔神武。（中略）時左大臣蘇賀赤兄臣等送之。或曰、虎着

翼放之。

ここで引かれる文章も、『日本書紀』と内容上齟齬はない。

また、藤原公任による有職故実書『北山抄』（一〇二〇年頃成立）では、講書についての記事に「日本紀」とある。

講日本紀事 講了時、上始召博士。而自後問可爲博士之人。是故実也。（巻四）

講日本紀尚復召人等事 已上仰外記。（巻六）

ここまで挙げた文献は、前後の文脈、引用される文章の内容によって、「日本紀」が『日本書紀』であるか否かを判断することが可能な例である。しかし、引用文を持たず、前後の文脈からも判断し難い用例も幾つか存在する。たとえば、藤原道長『御堂関白記』には、次のようにある。

廿九日、乙亥、雨下（中略）作棚厨子二雙、立置文書。三史・八代史・文選・文集・御覧・道々書・日本記具書等・令・律・式等具、并二千余卷。

〔御堂関白記〕寛弘七年（一〇一〇）八月二十九日（条）

棚厨子の中に、三史・八代史・文選等書籍二千余巻と共に「日本記具書等」を置いた、と書かれている。「具書」という語は、これよりも早い用例が見つからないのだが、

中世、訴訟に際して、訴状または陳状にそれぞれ添えて提出する証文。（『日本国語大辞典』第一・二版、小

### 学館)

をさすという。本体に添付する何らかのサブテキストを「具書」というのであれば、その前の「日本記」は、『日本書紀』とも考えられようが、判断し難い。

その他、伊勢神宮の記録資料である『太神宮諸雜事記』(一〇七〇年頃)には、次のような例がある。

天平神護二年九月、太神宮御遷宮。(中略)同年十二月十八日、夜子時。宮司神館五間、萱葺二字仁火飛来。既以焼亡畢。件焼亡間、日本紀二部、神代本記二卷、

当年以往記文、及雜公文焼失畢。爰神宮印一面共形不

見<sup>レ</sup>火所<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>之禰宜内人等愁歎。

天平神護二年(七六六)に神宮にあつた「日本紀二部」が火事によって焼けたという。

『日本書紀』の講書が、康保二年(九六五)を最後に断絶して以降、十一世紀には「日本紀」が文献上に現われることが少ない。従つて、この時期、資料の数は非常に限られている。赤瀬知子氏や小川豊生氏等によつて、院政期の歌学書を中心に、『日本書紀』原典ではない広義の「日本紀」が指摘されているが、そのような現象が、果たして十一世紀まで遡り得るのかどうか、きわめて微妙であると言わざるを得ない。

### 三 『源氏物語』と『紫式部日記』における「日本紀」

こうした状況において問題となるのは、十一世紀初めの『源氏物語』と『紫式部日記』の中の用例である。

「こちなくも聞こえおとしてけるかな。神代より世にあることを、記しおきけるななり。日本紀などは、ただかたそばぞかし。これらにこそ道々しくはしきこととはあらめ」とて、笑ひたまふ。(『源氏物語』螢巻)うちの上の、源氏の物語、人に読ませたまひつつ聞こしめしけるに、「この人は、日本紀をこそ読みたるべけれ。まことに才あるべし」と、のたまはせけるを、ふと推しはかりに、「いみじうなん才がる」と、殿上人などにいひちらして、日本紀の御局とぞつけたりける。いとをかしくぞはべる。(『紫式部日記』)

近年、平安時代の「日本紀言説」という視点から、『源氏物語』において、『日本書紀』のみに還元されない神話との関わりが注目されている。たとえば、神野志氏は、

『源氏物語』の時代は、講書の繰り返しを通じて『日本書紀』が解釈によつて変換され、元來の『日本書紀』とは異なるものとなっているのであり、また『日本書紀』にかわる、いわばサブテキストが通用しているという状況にあつたと見るべきではないか(神野志



隆光「日本紀と『源氏物語』」「国語と国文学」七十五  
卷十一号、一九九八年十一月、十二ページ)

と、「平安期日本紀」という問題提起をしている。また、  
こうした観点から、吉森佳奈子氏や稲生知子氏等の研究が  
ある。『源氏物語』の背後に、『日本書紀』のみに限定され  
ない神話言説が存在しえた、ということとは、その通りであ  
ろうと筆者も考える。しかし、実用例の「日本紀」という  
名称が、当時において『日本書紀』を越えた広い意味を有  
するものとして理解されていたかどうかは、改めて考え直  
すべきであろう。

従来、螢巻の「日本紀」は「六国史の総称」と解するの  
がほぼ定説化していたが、それに対して、最近では、次の  
ようなことがいわれている。

この「日本紀」は、六国史などのいわゆる正史をさす  
のではないだろう。すでに中世以前において、日本紀  
講をめぐってさまざまな本縁の物語が生起していたこ  
とがいわれている。中世日本紀ならぬ中古日本紀の世  
界は、古歌のアンソロジーである万葉集と、その本縁  
譚をひろく包摂する物語世界である。「日本紀などは  
ただかたそば」とは、昔物語を「世に多かるそらご  
と」とした日記作者にもつうじる「物語」認識であっ  
た。(兵藤裕巳「物語の語り手と性―浮舟の物語から」

『国文学』四十四卷五号、一九九九年四月、八十九  
ページ)

従来、この「日本紀」は「六国史など官選国史の総  
称」と理解され、物語文学が官選国史を凌駕した人間  
の真実を語るものと解釈されていった。しかし、ここ  
で相手どっている「日本紀」とは、平安時代初期の  
「日本紀講」を起点に生成していった多様な言説、昔  
物語の類いを意味していることはあきらかであろう。

(斎藤英喜『平安文学』のスピリチュアリー孝  
標女・夕顔・浮舟の憑依体験をめぐって―『叢書  
想像する平安文学 第三卷 言説の制度』勉強出版、  
二〇〇一年五月、一一四―一一五ページ)

元来、中世の研究から出て来た「中世日本紀」は、「日  
本紀云」等として『日本書紀』を逸脱するという実用例に  
基づいた概念だが、『源氏物語』や『紫式部日記』に、そ  
のまま当てはまるのか。慎重な吟味が必要であろう。

高橋亨氏の述べるように、『源氏物語』が書かれた時代  
には、内典・外典・史書・漢詩・和歌・物語、という文学  
の階層が成立していたといわれている。螢巻のこの部分は、  
和歌・「日本紀」・「方等経」これら上位ジャンルの文学に  
対し、光源氏が、わざと最下位にある物語の価値を転倒さ  
せ、玉鬘の関心を得ようとする台詞であり、神野藤昭夫氏

の言う「くどきの次元」である。「昔物語を「世に多かるそらごと」とした」のは『蜻蛉日記』の作者であるが、蜚巻の「日本紀」を「多様な言説、昔物語の類い」と解したのでは、「物語」と「日本紀」との境界がはつきりせず、文意が通りにくい。やはり、上位階層の権威ある文字テキストとしての「日本紀」を考えるべきではないか。また、文脈上「日本紀など」の「など」で包括されているのは、確かに歴史書のことであるとしても、「日本紀」単独で「六国史の総称」と見なければならぬ理由はあるのか。きわめて微妙であるが、『日本書紀』をさす可能性も否定できないだろう。

また、『紫式部日記』の「日本紀をこそ読みたるべけれ」の「日本紀」も、藤井高尚以来「六国史の総称」と考えられてきたが、『源氏物語』と同様に考えてよいのだろうか。十二世紀以降の広義へ日本紀言説は、そのまま十一世紀初頭の『源氏物語』や『紫式部日記』における「日本紀」の実用例に当てはまるかどうか、現段階では疑問が残る。

#### 四 十二世紀以降の「日本紀」

十二世紀は、『日本書紀』に限らず広く「日本紀」と呼ぶ現象が多く見つかり、〈中世日本紀〉を遡る萌芽が見え

る時期とされている。

たとえば、伊藤氏は、『俊頼髓脳』(一一一一—一一四一頃成立)の六月晦祓についての記事で「それをこの事のおこり日本紀に見えたり。」として、『日本書紀』ではなく、『日本紀竟宴和歌』の左注が引かれていることを指摘している。

ほぼ同時期に成立したとされる藤原仲実『綺語抄』には、四例「日本紀」があるが、その中では、

のりのかゞみ

むかし曹文と云ける人ありけり。おほやけにつかまつりて仰をうけ給りて、ゐ中へくだりけるが、かさゞぎのかたをうらにいつけたりけるかゞみを、中よりわりて、かさゞぎのはねをこなたあなたにつけて、かた／＼をばめにとらせ、いまかた／＼をばおのれもちて、女のをとこせん事は、このかゞみにてしらん。(中略)日本紀に委はあり。(中巻・人行部)

と、中国説話(『神異経』等に載る「破鏡」の故事)を述べて「日本紀に委はあり。」とし、また、

日本紀第四歌云

あさもよひ　きのせきもりが　たづかゆみ　はづすゆるすと　きなくかおもふ(下巻・植物部・木)

と、『日本書紀』にない歌(『俊頼髓脳』等に載る)を引い

て「日本紀第四歌」とする。

同じ仲実著と言われている『古今和歌集目錄』においても、二例存在する。たとえば、光孝天皇についての解説には、次のようにある。

光孝天皇二首。春。賀。古今集詞云、仁明天皇。日本紀云、光孝天皇、又小松天皇。諱時康。仁明天皇第三子。母贈皇太后藤原澤子。從五位下贈太政大臣總繼之女。

天長八年辛亥誕於六条第一。(後略)

また、平城天皇については、

大同御時天皇一首。春。年代曆云、平城。日本記云、安殿天皇、又平城、又奈良。古今集詞云、大同御時。

とあつて、共に『日本書紀』ではないことは明らかである。小山田和夫氏は、正史である『日本三代実録』に「小松天皇」という呼称が出てこないことや、ここに記載されている天皇の崩御した年齢・月日も、『日本三代実録』とは異なり、むしろ『扶桑略記』等と一致することを挙げ、私撰国史等に通じる材料に拠るのではないかと推測している。藤原範兼『和歌童蒙抄』(一一二七年頃)には、六十九例の「日本紀」があるが、たとえば「日本紀、蒼溟といへり。」や「日本紀には白明鏡とかけり。」のように、「日本書紀」にはない「蒼溟」「白明鏡」という表記で「日本紀」という。このような書き換えの問題について、吉森氏は、

『日本書紀』そのものではない和訓の抜き書き集的なものによるのではないかと論じている。その他にも、

更衣 仁明天皇承和三年紀朝臣乙魚授從四位下。柏原天皇更衣也。委見日本紀。更衣彼時ヨリ始レリト見エタリ。

花の色に 染したもとの をしけれど 衣かへうき

けふにもある哉(卷第二)

のように『続日本後紀』を引いて「日本紀」とした例や、

菖蒲 ほととぎす いとふときなし あやめぐさ か

づらせんひも ここなきわたれ

萬葉第十にあり。聖武天皇天平十九年五月に南苑觀に御して騎射走馬せしめ給ふに、此日勅して曰、昔五日の節に菖蒲を持ちて・とせり。今より後、あやめのかづらせざらむ者は、宮の中にまゐることなかれと云へり。委見日本紀。(卷第七)

(「・」は欠字。「縵」か。)

のように、『続日本紀』を引いて「日本紀」とする例がある。従来、「日本紀」が「六国史の総称」を意味する、と言われてきた解釈の確かな例は、この辺りから見られようか。

藤原清輔による『奥義抄』(一一四四年頃)には二十九例の「日本紀」が存在するが、『日本紀竟宴和歌』左注や、

『日本書紀』にはない崇福寺建立説話を「日本紀云」として引いたり、秦の二世皇帝の故事「馬鹿」（『史記』に載る）を語って、「日本紀に見えたり。」とする等、さまざまな様相が見られる。

藤原教長が、守覚法親王に『古今和歌集』を進講した際の記録である『古今和歌集註』（一一七七年）では、「日本紀ニハ」としてスサノヲの大蛇退治の話が語られるが、それは『日本書紀』原典を甚だしく逸脱した内容である。

このような現象は、歌学書に多く集中して見られる一方で、漢文資料に見つかる例は非常に少ない。たとえば、大江匡房と藤原実兼の談話を筆録した『江談抄』（一一一一年頃）には、「柚字事」として、国字について述べた文章が次のようにある。

又問云、柚字誠本朝作字歟如何。被<sub>レ</sub>命云、柚字本朝山田福吉所作也。柚字又見<sub>二</sub>日本紀<sub>一</sub>云々。

すでに指摘されているように、『日本書紀』には「坂樹」「賢木」はあっても「柚」字はない。「柚字又見<sub>二</sub>日本紀<sub>一</sub>」の「日本紀」は『日本書紀』ではないと考えられる。『倭名類聚抄』には、

龍眼木（中略）日本紀私記云、坂樹刺立為<sub>二</sub>祭神之木<sub>一</sub>、

今案、本朝式用<sub>二</sub>賢木二字<sub>一</sub>、漢語鈔柚字並未

レ詳。

とある。匡房は、『倭名類聚抄』のこの記事を見ていて、「日本紀私記」に「柚」字があると思ひ、「日本紀」の意味が拡大しているために、「柚字又見<sub>二</sub>日本紀<sub>一</sub>」と言ったのだらうか。あるいは、『日本後紀』（『類聚国史』・『日本紀略』所引の逸文）の大嘗祭の記事に、次のように「柚」字があることを考えると、匡房はこれを指して広く「日本紀」と言った可能性もあろう。いずれとも判断し難い。

：但齋場依<sub>レ</sub>例定<sub>二</sub>北野<sub>一</sub>、一切不用<sub>二</sub>玩好金銀刻鏤等之<sub>一</sub>。唯標者、以<sub>レ</sub>柚造<sub>レ</sub>之、用<sub>二</sub>橘并木綿等<sub>一</sub>。飭<sub>レ</sub>之、即書<sub>二</sub>悠紀主基字、以着<sub>二</sub>樹末<sub>一</sub>。（後略）（『類聚国史』八大嘗会・『日本紀略』所引『日本後紀』逸文弘仁十四年へ八二三十一月癸亥条）

また、『河海抄』卷十二所引の江記逸文（『簾中抄』にも載る。）では、匡房が「天仁二年」（一一〇九）にイロハ歌について語った中に、

江談云、天仁二年八月日（中略）又問云、然者、件弘法大師御時以往無<sub>二</sub>仮名歟<sub>一</sub>。日本紀中仮名日本紀在之由、慮外令<sub>レ</sub>見如何。答云、此事尤理也。雖然只付<sub>二</sub>倭言<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>書也。猶イロハ二者彼時始歟云々。

と、『仮名日本紀』をも含めて「日本紀」としていていると思われる例が存在する。

鎌倉時代初期成立の『神宮雜例集』では、「神宮記云」

として、寛弘二年（一〇〇五）に内裏の火事で、内侍所の神鏡が燃え、それを鑄造し直すか否か、翌年の公卿僉議で問題にされたことを記す。その中で、伊勢・紀伊・内侍所の三面の神鏡、という『日本書紀』にはない話を語った後に「具見于日本紀。」と割注がある。「神宮記」という書物については不明であるが、これ以前成立の『太神宮諸雜事記』中には、ほとんど同じ文章を載せても、「具見于日本紀。」という割注は書かれていない。『神宮雜例集』の編纂段階で付された割注である可能性が考えられる。斎藤氏はこの例について、

「具に日本紀に見ゆ」とある「日本紀」が、平安前期の日本紀講の注釈活動から生成した、あらたな「日本紀」言説の一つであったことは、間違いないだろう。

神鏡を「人間の所為にあらず」という神代に起源する聖器物たらしめるときに、「日本紀に見ゆ」という幻想の日本紀テキスト<sup>3</sup>が参照されるという形式が導きだされた。寛弘三年の公卿僉議の場で提出された勘文の根拠として、そうした「日本紀」が持ち出されたことが推定できよう。（斎藤英喜「御神楽のアマテラス 『江家次第』」「内侍所御神楽事」をめぐって」院政期文化研究会編『院政期文化論集 第二巻 言説とテキスト学』森話社、二〇〇二年十二月、二三二

（二三三ページ）

と述べているが、あたかも、寛弘年度当時から、「日本紀」として、『日本書紀』そのものではない（日本紀言説）を指していたかのような誤解を招くのではなからうか。「神宮雜例集」のこの例からは、そのような判断はできないだろう。

### おわりに

本稿では、平安時代を中心に、「日本紀」の名称が現われる文献を、成立年代順に検討し、これらについての従来の理解を見直した。その結果、八〜十世紀までの、「日本紀」は『日本書紀』そのものを示す固有名詞として認識されていた、と言ってよいだろう。だが、十一世紀については、断定するにはきわめて微妙な時期であると言わざるを得ない。また、和文資料と漢文資料との位相差についても問題が残るが、現段階では判断材料に乏しい。そして、十二世紀以降は、名称の意味が拡大した時期であるということが、引用文を伴った実用例から確実に判明する。〈中世日本紀〉が多くの実例に基づいた用語であることは、既に多くの先学の指摘していることだが、平安時代においては、実用例の「日本紀」と、研究上の概念として近年言われている〈日本紀言説〉とは、区別されるべきであろう。

注

引用文は適宜表記を通行のものに改め、句読点や返り点を補った。また、言偏と糸偏は似ていることもあって、しばしば「日本記」と表記されるが、それは「日本紀」と同じものとして扱った。単に「紀」とあって、「日本紀」の略称と思われる例も多いが、今回は扱わなかった。

- (1) 伊藤正義「中世日本紀の輪郭―太平記における卜部兼員説をめぐって―」(『文学』四十卷十二号、一九七二年十月)
- (2) 阿部泰郎「中世王権と中世日本紀―即位法と三種神器説をめぐりて―」(『日本文学』三十四卷五号、一九八五年五月)、「日本紀と説話」(『説話の講座三 説話の場』勉誠社、一九九三年二月)等。
- (3) 桜井好期「芸能の起源伝承」(『日本文学』三十四卷一号、一九八五年一月)、「神話テキストとしての『中世日本紀』」(『国文学』三十九卷六号、一九九四年五月)等。
- (4) 神野志隆光「古代天皇神話の完成」(『国語と国文学』七十八卷十一号、一九九六年十一月)、「平安朝における『日本紀』―勝命『古今序注』をめぐって―」(『日本文学』四十七卷五号、一九九八年五月)、「日本紀と『源氏物語』」(『国語と国文学』七十五卷十一号、一九九八年十一月)、「古事記と日本書紀」(講談社、一九九九年一月)等。
- (5) 斎藤英喜「『先代旧事本紀』の言説と生成―変成する古代神話論のために―」(『古代文学』三十七号、一九九八年三月)、「撰関期の日本紀享受」(『国文学解釈と鑑賞』六十四卷三号、一九九九年三月)、「古語拾遺」の神話言説」(『椋山女学園大学研究論集人文科学篇』三十号、一九九九年三月)、「平安文学」のスピリチュアリテイ―孝標女・夕顔・浮舟の憑依体験をめぐって―」(『叢書 想像する平安文学 第三卷 言説の制度』勉誠出版、二〇〇一年五月)、「御神楽のアマテラス 江家次第」(『内侍所御神楽事』をめぐって) (『院政期文化研究会編』院政期文化論集 第二卷 言説とテキスト学』森話社、二〇〇二年十二月)等。
- (6) 津田博幸「日本紀講の知」(『古代文学』三十七号、一九九八年三月)、「聖徳太子と『先代旧事本紀』―日本紀講の〈現場〉から」(『古代文学会編』『祭儀と言説―生成の〈現場〉へ』森話社、一九九九年十二月)、「日本書紀」と〈説話空間〉―日本紀講の〈現場〉から―」(『国語と国文学』七十八卷五号、二〇〇一年五月)、「史書の神学 日本紀講」(『古代文学』四十一号、二〇〇二年三月)等。
- (7) 工藤重矩「紫式部日記の『日本紀』をこそ読またまふべけれ」について」(南波浩編『紫式部の方法 源氏物語・紫式部集・紫式部日記』(笠間書院、二〇〇二年十一月)
- (8) 本稿において使用したテキストは、以下の通りである。  
『日本書紀私記』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』

- 『日本三代実録』『政事要略』『類聚符宣抄』『類聚国史』『日本紀略』新訂増補国史大系、『新撰姓氏録』『西宮記』『北山抄』『太神宮諸雜事記』『神宮雜例集』『神道大系』『革命勘文』『日本思想大系』『倭名類聚抄』諸本集成倭名類聚抄、『琴歌譜』『日本古典文学大系』『三宝絵』『江談抄』新日本古典文学大系、『俊頼髓脳』『日本古典文学全集』『万葉集』『古今和歌集』『新編日本古典文学全集』『源氏物語』『紫式部日記』『新潮古典集成』『貞信公記』『九曆』『御堂関白記』『大日本古記録』『本朝月令』『古今和歌集目録』『群書類従』『世俗諺文』『続群書類従』『口遊』『口遊注解』『綺語抄』『奥義抄』『和歌童蒙抄』日本歌学大系、『江記逸文』江記逸文集成、『古今和歌集註』日本古典全集
- (9) 西宮一民「和名抄所引『日本紀私記』」(『日本上代の文章と表記』風間書房、一九七〇年二月)
- (10) 藏中しのぶ「『和名類聚抄』所引『日本紀』『日本紀私記』の再検討——十卷本系・廿卷本系の異同を中心に——」(『水門——言葉と歴史』十六号、一九八八年十二月)
- (11) 宮澤俊雅「倭名類聚抄の十卷本と二十卷本」(『北海道大学文学部紀要』四十七卷一号、通卷九十四卷、一九九八年十月)
- (12) 東大寺切には「平氏撰聖徳太子伝」とある。
- (13) 天慶六年(九四三)の『日本紀竟哀和歌』には「得聖徳太子」と題して、『聖徳太子伝暦』のみにある話を詠んだ、藤原師尹の歌がある。だが竟宴において、『日本書紀』以外のものを取り上げたという事実と、それらを当時から『日本紀』と呼び得たかどうかは、別個の問題であろう。現段階では「聖徳太子伝暦」を『日本紀』と呼ぶ確かな例は見つからない。
- (14) なお、甲本冒頭には、『日本紀目録』として六国史の書名が列挙されている。西田長男「卜部家に於ける古典の研究(下)」(『国学院雑誌』四十五卷四号、一九三九年四月)はこれを例に、六国史を総称して『日本紀』といったと見る。しかしこの目録は、弘仁年度よりも新しい『文徳実録』まで載せており、明らかに後世の追加である。当時からこうした用法があったかどうか不明であろう。
- (15) 清水潔「『国史』について——『政事要略』所引『国史』を中心にして——」(『皇學館論叢』七卷一号、一九七四年二月)、「国史の引用より見たる政事要略の編纂態度と編者の日本紀観」(『皇學館論叢』十三卷二号、一九八〇年四月)
- (16) 神野志隆光「『日本紀』と『源氏物語』」(『国語と国文学』七十五卷十一号一九九八年十一月)によれば、智右本・梵舜本「古語拾遺」冒頭に「天書、天書帝紀一部十卷、日本紀具書也」とあり、また三嶋本「日本書紀」巻一卷首内題下に「本紀具書大中臣祓製」とあるという。「他のテキストとともにあって意味をもつという存在態様を見るべき」(十四ページ)としている。
- (17) 赤瀬知子「院政期の古今集序注と日本書紀注釈書——勝

命『真名序注』を中心に―』(『大谷大学文学芸論叢』三十号、一九八八年三月)

(18) 小川豊生「院政期の歌学と本説―『俊頼髓脳』を起点に―」(『日本文学』三十六号、一九八七年二月)、「院政期の本説と日本紀」(『仏教文学』十六号、一九九二年三月)、「中世日本紀の胎動―生成のへ場』をめぐって―」(『日本文学』四十二巻三号、一九九三年三月)、「変成する日本紀―へ始まりの言説を追って―」(『説話文学研究』三十号、一九九五年六月)等。

(19) 吉森佳奈子『『河海抄』の「源氏物語」』(和泉書院、二〇〇三年十月)

(20) 稲生知子「『哀れ』なるヒルコへ―神話生成の現場としての日本紀竟宴―」(『日本文学』四十九巻六号、二〇〇〇年六月)

(21) 日本古典文学大系、新日本古典文学大系、日本古典文学全集、新編日本古典文学全集、講談社学術文庫等。

(22) 高橋亨「狂言綺語の文学」(『源氏物語の対位法』東京大学出版会、一九八二年五月)

(23) 神野藤昭夫「『登巻物語論場面の論理構造』」(『国文学研究』第六十七集、一九七九年三月)

(24) 『紫式部日記』の当該箇所は諸本の異同が多い。黒川本と松平文庫本には「よみたまへけれ」。群書類従本には「よみ給へけれ」。一条兼良『花鳥余情』には「よみたるへけれ」とある。校訂した結果、解釈が次の二通りに分かれている。一つは、黒川本は「留」と「万」の草仮

名の類似から誤写したとし、『花鳥余情』の「みたるへけれ」は「よ」が脱落したものとするへ読みたるべけれ。説。(萩谷朴『紫式部日記全註釈(下)』、講談社学術文庫、新潮日本古典集成、新日本古典文学大系・新編日本古典文学全集等。)もう一つは、黒川本の「よみたまへけれ」が、元来「よみ給へけれ」であったとするへ読み給ふべけれ。説。(『古典文学全書、日本古典文学大系、日本古典文学全集等。』後者には、「読書する」だけでなく「講義する」と解釈する説もある。(工藤前掲論文注7)また、天皇から紫式部への尊敬表現「給ふ」については、「話し手の品位を保つための敬語」(日本古典文学大系頭注)等と説明されている。確かに『源氏物語』等の会話文中に、上位者から下位者への尊敬表現の例は存在するが、学才を称賛された本人が、自己の日記中にそのまま自分への尊敬表現を用いているという点については言及されておらず、不審である。なお検討の余地があらう。筆者は『花鳥余情』の形を考慮し、へ読みたるべけれ。説を採用したい。

(25) 伊藤前掲論文(注1)

(26) 『日本紀竟宴和歌』の左注は、元慶・延喜・天慶度の万葉仮名で書かれた竟宴和歌に、平仮名で解説を加えたもの。作者不明だが、十一世紀末から十二世紀初頭の成立といわれている。大坪併治「日本紀竟宴和歌左注の『ずよりは』について」(『岡大國文論稿』一号、一九七三年三月)等参照。



(27) 小山田和夫「古今和歌集目録」所引「年代曆」「日本紀」考」(『立正史学』七十九号、一九九六年三月)

(28) 吉森佳奈子「日本紀」の広がり」と『河海抄』(『源氏研究』五号、二〇〇〇年四月)

(29) 川口久雄・奈良正一校注『江談證注』(勉誠社、一九八四年十月)、後藤昭雄・池上海一・山根對助教注『新日本古典文学大系』32 江談抄 中外抄 富家語(岩波書店、一九九七年)等。

### 付記

本稿は、平成十五年度上代文学会例会(平成十五年七月十二日、於専修大学神田校舎)における口頭発表に基づく。席上御意見御教示賜りました諸先生方に、厚く御礼申し上げます。また、稿を成すにあたって編集委員会の諸先生方には懇切な御助言を賜りました。深く感謝致します。

### 『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワードプロ原稿の場合には、表紙に四百字詰め換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は、原文を手許におき、コピー五部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合には大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切は、六月十五日、十二月十五日の年二度とする。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 10 投稿論文は返却しない。